

議案第 56 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 権利放棄の内容

■■■■■に対して市が貸し付けた住宅改修資金貸付金の 2 債権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

- (1) 住宅改修資金貸付金 3, 378, 426 円
- (2) 住宅改修資金貸付金 586, 902 円

3 相手方

■■■■■

4 放棄の理由

- (1) 昭和 50 年 3 月 7 日に■■■■■に対して市が貸し付けた住宅改修資金貸付金の残額について、借受人が死亡しており、被相続人が死亡又は破産している。また、平成 14 年 5 月 30 日に連帯保証人に対し破産の免責決定がされており、債権回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。
- (2) 昭和 58 年 3 月 26 日に■■■■■に対して市が貸し付けた住宅改修資金貸付金の残額について、借受人が死亡しており、被相続人が死亡又は破産している。また、連帯保証人が死亡し、被相続人も死亡又は破産しており、債権回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。